

山梨県心身障害者自動車燃料費助成金の請求についてのご案内（自家用車編）

事前予約（12月1日から受付）が必要です。

県では、県内に居住している心身障害者が使用する自家用自動車の燃料費の一部を助成します。
助成対象期間は 令和7年1月1日から令和7年12月31日までです。

◆助成対象者（助成の対象となる自動車は、山梨県内ナンバーです）

県内に居住し、自動車税又は軽自動車税（二輪車を除く）の減免を受けている者、又は年度中途において減免の条件に該当し、翌年度から軽自動車税の減免を受けることができる者で、次のいずれかに該当する心身障害者又は当該心身障害者と生計を一にしている方が対象者となります。

- ・身体障害者手帳の総合等級：1級又は2級の方
- ・療育手帳の障害等級：A-1、A-2a、A-2b又はA-3
- ・戦傷病者手帳の障害程度：特別項症、第1項症又は第2項症の方

◆請求に必要な書類

- 1 山梨県心身障害者自動車燃料費助成金請求書
- 2 ①支払証明書（給油店の証明を受けたもの）又は②購入量計算書・領収書（領収書は燃料購入量及び金額が明記され宛名に請求者氏名が記載されたもの）《できる限り、①支払証明書の方を提出願います》
〔上記1、2の用紙は管内市町村役場、富士ふれあいセンター及び富士・東部保健福祉事務所の窓口に置いてあります。また、当事務所のホームページからダウンロードできます。〕
- 3 身体障害者手帳・療育手帳・戦傷病者手帳（減免申請済みの証明が記載されたもの）
- 4 自動車検査証（減免を受けた自動車のもの、電子車検証の場合は「自動車検査証記録事項」帳票を添付）
- 5 自動車税又は軽自動車税の減免決定通知書
- 6 請求書記載の口座の預金通帳
〔口座番号・氏名・フリガナ等の確認に使用しますので必ずご持参ください。
口座番号等に誤りがあると支払いできない場合があります。〕
- 7 印鑑（誤記等による訂正や書き直す際に使用します。）

★★★郵送の場合（令和7年12月19日（金）～令和8年2月6日（金）の消印まで有効）★★★

※ 上記1、2の書類（原本）、3、4、5、6のコピーを郵送してください。

※ 3は、氏名、障害の程度（等級等）が記載されている面及び自動車税の減免印のあるページのコピー

※ 6は、金融機関名、支店名、預金種別、名義がわかるページのコピー

◆集団受付日・会場（事前予約が必要です。マスク着用をお願いします。）

- 1 令和8年1月6日（火）山梨県富士吉田合同庁舎 2階 大会議室
- 2 令和8年1月9日（金）上野原市総合福祉センターふじみ 2階会議室
- 3 令和8年1月13日（火）富士河口湖町役場 1階 コンベンションホール
- 4 令和8年1月15日（木）山梨県富士吉田合同庁舎 2階 大会議室
- 5 令和8年1月19日（月）山梨県富士吉田合同庁舎 2階 大会議室
- 6 令和8年1月21日（水）いきいきプラザ都留 3階 研修室
- 7 令和8年1月27日（火）大月市総合福祉センター 6階 多目的ホール

※受付時間は、各会場とも午前10時～午後3時までです。

※なお、やむを得ず上記受付会場に来られない場合は、当事務所福祉課（富士吉田合同庁舎1階）でも受け付けを行います（事前予約が必要です）。受付期間は、令和7年12月19日（金）～令和8年2月6日（金）までです。（土・日祝日、年末年始の令和7年12月26日（金）～令和8年1月5日（月）を除く午前9時から午後5時まで）

※この期間内に手続きをしない場合、助成金は受けられません。

◎問い合わせ（事前予約）先 富士・東部保健福祉事務所 福祉課

〒403-0005 富士吉田市上吉田 1-2-5 TEL：0555-24-9047